

高知工業高等専門学校学生会準則

制 定 昭和44年 2月 1日

(学生会の目的)

第1条 学生会は、学校の指導のもとに、学生の自発的な活動を通じて、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

(学生会の目標)

第2条 学生会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- (1) 学生生活を楽しく、豊かで規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。
- (2) 健全な趣味や、豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。
- (3) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- (4) 学校生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
- (5) 学校生活において、自主的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させる。

(学生会活動を行う場合の遵守事項)

第3条 学生会活動を行うにあたっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法令及び学則、学生準則その他学校で定める諸規則に違反してはならない。

- (1) 学生会は、学校の教育方針に則り、学校の教育使命の達成に寄与すること。
- (2) 学生会は、本来の目的使命に則り、その目的を逸脱し、学園の秩序を乱すような活動を行わないこと。
- (3) 学生は、学生会の運営について、常に深い関心をはらいその活動に積極的に参加すること。
- (4) 学生会は、会員の総意に基づいて運営され、また、いかなる場合においても、個人の思想、良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。
- (5) 学生会は、学外活動を行うに当っては、学校の承認と指導を受け、学生会の目的の範囲において行動すること。
- (6) 学生会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認めて学校が承認した場合にかぎり、校外団体に加盟することができる。

(学生会の構成員)

第4条 学生会は、学生会員をもって構成するものとする。

2 学生は、入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

(学生会の機構)

第5条 学生会に、総会、評議員会、役員、局及び部を置き、必要に応じて各種委員会を置くことができる。

2 総会は、少なくとも年1回開催するものとする。

3 評議員会は、学級及び局ごとに選出された評議員をもって構成し、学生会の運営に関する重要事項を審議する。

(承認を必要とする事項)

第6条 学生会は、次に掲げる事項については、学生主事を経て、校長の承認を受けなければならない。

- (1) 規約の制定又は変更
- (2) 毎年度の事業計画及び収支予算
- (3) 会長、副会長、書記長並びに総会及び評議員の議長、副議長を選任したとき。
- (4) 総会の決議事項
- (5) 部の新設

(報告を必要とする事項)

第7条 学生会は、次に掲げる事項については、学生主事を経て、校長に報告しなければならない。

- (1) 毎年度の事業報告書及び収支決算書
- (2) 評議員及び事務幹事、各種委員会の委員長及び委員の名簿

(学生会の指導)

第8条 学生会の指導については、校長の命を受け、学生主事が総括する。

- 2 各部にそれぞれ顧問教員を置く。
- 3 各局には、必要に応じて顧問教員を置くことができる。
- 4 顧問教員は、校長が任命し、学生主事の総括のもとに、課外の活動の指導にあたる。

附 則

この規則は、昭和44年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和56年2月14日から施行する。

附 則

この準則は、昭和62年7月16日から施行する。

附 則

この準則は、平成16年4月1日から施行する。